

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示
○土地改良区の定款の変更を認可した件 二五〇

公告
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二五〇

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 二五〇

福島県病院局 二五〇

○公金の収納の事務を委託した件 二五〇

福島県警察本部 二五〇

○一般競争入札を行う件 二五〇

○随意契約の相手方を決定した件二件 二五〇

告示

福島県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から令和六年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月一日認可した。

令和六年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

公告

公告第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和六年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
請戸川土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所
理事 星 光美 双葉郡浪江町大字小野田字沢目一番地

（農村計画課）

公告第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
西田町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所
理事 永井 盛敏 郡山市西田町鬼生田字日向四五三番地の三

同 渡邊 正一 同 市西田町鬼生田字中原一〇五番地

同 渡邊 正一 同 市西田町鬼生田字日向三〇五番地

同 遠藤 一 同 市西田町鬼生田字産坂二〇九番地

同 岩崎 邦弘 同 市西田町鬼生田字菅野沢二五三番地の一

同 石井 正光 同 市西田町鬼生田字駒屋敷五二番地の一

同 石井 寿栄 同 市西田町鬼生田字石畑三八九番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 永井 盛敏 郡山市西田町鬼生田字日向四五三番地の三

同 石井 正光 同 市西田町鬼生田字駒屋敷五二番地の一

同 鈴木 壽弘 同 市西田町大綱一丁目三四番地の二

同 古宮 吉範 同 市西田町鬼生田字新田一〇八番地の二

同 岩崎 邦弘 同 市西田町鬼生田字菅野沢二五三番地の一

同 石井 寿栄 同 市西田町鬼生田字石畑三八九番地

同 石井 宏 同 市西田町鬼生田字産坂一番地

（農村計画課）

公告第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年五月十四日

土地改良区
岩瀬土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 渡邊 栄治

同 中原 利保

同 吉成 誠徳

同 添田 正晴

同 矢部 健

同 安藤 茂

同 安藤 勝之

同 森合 茂夫

同 小針 一夫

同 菅井 忠男

同 矢吹 一男

同 本田 正志

同 行方 靖

就任した役員

氏名

理事 渡邊 栄治

同 矢部 幸雄

同 中原 利保

同 吉成 誠徳

同 矢部 喜昭

同 安藤 茂

同 安藤 勝之

同 森合 茂夫

同 小針 一夫

同 渡邊 浩一

同 矢部 健

同 須田 俊彌

同 行方 靖

住所

須賀川市守屋字町一二番地

同 市今泉字町内三三八番地

同 市柱田字道智五五番地

同 市柱田字夕界四八番地

同 市梅田字岩瀬一九番地

同 市大久保字宿四四番地

同 市大久保字徳ノ内九一番地

同 市矢沢字木曾三番地一

同 市畑田字平山四番地

同 市深渡戸字下四八番地

同 市守屋字前田三番地一

同 市矢沢字旗門場四七番地

同 市栄町二〇二番地

住所

須賀川市守屋字町一二番地

同 市守屋字里四九番地

同 市今泉字町内三三八番地

同 市柱田字道智五五番地

同 市梅田字関場四七番地

同 市大久保字宿四四番地

同 市大久保字徳ノ内九一番地

同 市矢沢字木曾三番地一

同 市畑田字平山四番地

同 市深渡戸字上三番地

同 市梅田字岩瀬一九番地

同 市北横田字壺子帰八番地

同 市栄町二〇二番地

福島県知事 内堀雅雄

福島県病院局

(農村計画課)

福島県病院局告示第1号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第2条第4項において準用する同条第3項によりなお従前の例によることとされる改正法附則第7条による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年5月14日

福島県病院事業管理者 阿部正文

- 1 委託した事務の範囲及び内容
福島県立ふくしま医療センターこころの杜、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 福島県立ふくしま医療センターこころの杜及び福島県立宮下病院の受託者
株式会社ソラスト 東京都港区港南二丁目15番3号
 - (2) 福島県立南会津病院の受託者
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- 3 収納の事務を委託する期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(病院経営課)

福島県警察本部公告第59号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける指掌紋情報管理システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福島県警察本部長 若田 英

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 指掌紋情報管理システム 一式（ソフトウェアのインストール及びカスタマイズ、運用環境設定並びに保守を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年1月1日から令和12年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及

び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月7日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年5月14日(火)から同年6月24日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年6月25日(火)午前10時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年6月24日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Finger and Palm Print Information Management System 1 set (including installing and custormization of software, setting of operational environment and maintenance)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 25 June 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 24 June 2024
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県警察本部公告第61号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける汎用電子計算システム機器の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
汎用電子計算システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
67,653,432円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(会 計 課)

福島県警察本部公告第62号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成システム共通基盤対応改修業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
運転免許証作成システム共通基盤対応改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 D N P アイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
89,218,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(会 計 課)